

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 取締役会</li> <li>2 . <u>監査役</u></li> <li>3 . <u>監査役会</u></li> <li>4 . 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議をもって当社を代表する取締役若干名を選定する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>取締役会は、その決議をもって取締役会長 1 名及び取締役副会長若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>委員会設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 取締役会</li> <li>2 . <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></li> <li>3 . <u>執行役</u></li> <li>4 . 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役、<u>取締役会及び委員会</u></p> <p>(役付取締役及び取締役会の招集、議長)</p> <p>第 22 条 ( 削 除 )</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>取締役会は、取締役の中からその決議によって役付取締役を選定することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>取締役会は、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

(取締役会決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合に、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該議案について異議を述べたときはこの限りではない。

(新 設)

#### 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 26 条 当社は、監査役 3 名以上を置く。

(監査役の選任)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の集結の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 29 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合に、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(委員会の委員)

第 26 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査役の責任免除)

第 30 条 当社は、法令の定めるところに従い、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、社外監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 計 算

(削 除)

第 5 章 執 行 役

(執行役の選任)

第 27 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 28 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 29 条 代表執行役は、執行役の中から、取締役会の決議によって選定する。

取締役会は、執行役の中から、その決議によって役付執行役を選定することができる。

(執行役の責任免除)

第 30 条 当社は、法令の定めるところに従い、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 6 章 計 算

( 剰余金の配当 )

第 32 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

( 新 設 )

( 新 設 )

( 剰余金の配当等 )

第 32 条 当社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法 459 条第 1 項各号に掲げる事項について定めることができる。

剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日、9 月 30 日とする。

附則

( 責任免除に関する経過措置 )

当社は、委員会設置会社移行時前の取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。